

別表1（第4条関係）

- 1 公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示する広告物の禁止地域，眺望保全区域，禁止物件，許可地域，広告物活用地区及び景観保全型広告整備地区における適用除外の基準

区分	条例第10条第1項第4号の基準
個数	1個
表示面積	表示の方向から見た場合における当該施設又は物件の外郭線内を平面とみなしたものの面積の20分の1以下，かつ，0.5平方メートル以下
色彩	地色は，けばけばしい色を使用していないこと。
表示方法	当該施設又は物件の効用を妨げないこと。

（注） この表に掲げる基準のほか，別表3第1の共通基準を満たすこと。

- 2 自家用広告物の禁止地域，許可地域及び広告物活用地区における適用除外の基準

区分	条例第10条第2項第1号の基準	
	禁止地域	許可地域及び広告物活用地区
1事業所等当たりの表示合計面積	5平方メートル以下	10平方メートル以下
設置場所	建物（屋上を除く。）及び敷地内	特に定めない。

色彩	<p>1 地色は、けばけばしい色及び暗色を使用していないこと。</p> <p>2 表示面積の2分の1を超えてけばけばしい色を使用していないこと。</p>	特に定めない。
表示方法	<p>1 ネオン管を使用していないこと。</p> <p>2 照明は、点滅しないこと。</p> <p>3 回転灯を使用していないこと。</p>	特に定めない。

(注) この表に掲げる基準のほか、別表3第1の許可の基準を満たすこと。

3 管理用広告物の禁止地域、許可地域及び広告物活用地区における適用除外の基準

区分	条例第10条第2項第2号の基準	
	禁止地域	許可地域及び広告物活用地区
表示合計面積	1.5平方メートル以下	3平方メートル以下
設置場所	建物（屋上を除く。）及び敷地内	
広告物等の上端の地上からの高さ	3メートル以下。ただし、建築物等の壁面に表示するものについては、この限りでない。	5メートル以下。ただし、建築物等の壁面に表示するものについては、この限りでない。

色彩	<p>1 地色は、けばけばしい色及び暗色を使用していないこと。</p> <p>2 表示面積の2分の1を超えてけばけばしい色を使用していないこと。</p>	特に定めない。
	<p>危害防止のためのものについては、この限りでない。</p>	
表示方法	<p>1 ネオン管を使用していないこと。</p> <p>2 照明は、点滅しないこと。</p> <p>3 回転灯を使用していないこと。</p>	特に定めない。
	<p>危害防止のためのものについては、この限りでない。</p>	

(注) この表に掲げる基準のほか、別表3第1の共通基準を満たすこと。

4 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示する広告物等の禁止地域、許可地域及び広告物活用地区における適用除外の基準

区分	条例第10条第2項第4号の基準	
	禁止地域	許可地域及び広告物活用地区
表示内容	催物の名称、開催期日、開催内容、主催者名等当該催物の案内に必要な事項（商品名を除く。）を表示するものであること。	

表示期間	開催される日の5日前から終了日まで
表示方法	のぼり及び旗は、道路の路肩から5メートル以内に設置する場合には、相互の間隔を5メートル以上とすること。ただし、設置する本数が3本以下の場合には、この限りでない。

5 工事現場の板塀その他これに類する板囲いに表示される広告物の禁止地域、許可地域及び広告物活用地区における適用除外の基準

区分	条例第10条第2項第7号の基準	
	禁止地域	許可地域及び広告物活用地区
表示内容	1 周囲の景観と調和したものであること。 2 宣伝の用に供されないものであること。	
表示期間	工事期間中に限り表示されるものであること。	

6 自家用広告物の禁止物件における適用除外の基準

区分		条例第10条第4項第1号の基準	
		禁止地域	許可地域
送電塔、送受信塔及び照明塔	表示面積	5平方メートル以下	10平方メートル以下
煙突及びガスタンク、水道タンクその他タンクの類	表示面積	垂直断面の4分の1以下、かつ、5平方メートル以下	垂直断面の4分の1以下、かつ、10平方メートル以下

石垣, よう壁の類	表示面 積	禁止	1壁面の4分の1以下, かつ, 10平方メー トル以下
-----------	----------	----	-----------------------------------

備考

- 1 「禁止地域」とは, 条例第5条各号に掲げる地域をいう。
- 2 「眺望保全区域」とは, 景観法第8条第1項の規定により本市が定めた松山市景観計画に定める眺望保全区域をいう。
- 3 「許可地域」とは, 禁止地域及び広告物活用地区以外の許可を要する地域をいう。
- 4 「禁止物件」とは, 条例第6条第1項に規定する物件をいう。
- 5 「自家用広告物」とは, 条例第10条第2項第1号に規定する広告物等をいう。
- 6 「管理用広告物」とは, 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物等をいう。
- 7 「1事業所等」とは, 自己の住所又は事務所, 営業所若しくは作業場をいう。